

工場立地法に関する主な指摘とその関連規定について

1. 届出対象工場

(1) 主な指摘

- ①太陽光発電施設について、法の適用対象外とできないか。
- ②市街化区域以外の区域に設置する風力発電施設について、法の適用除外とできないか。

(2) 関連規定（施行令）

- ①業種：製造業、電気供給業（水力・地熱発電所を除く）、ガス供給業又は熱供給業に属する工場
- ②規模：敷地面積9千㎡以上又は建築面積3千㎡以上の工場

【参考】

- ・太陽光発電施設については、これまでのところ、電気供給業として用いられている施設は存在しない。
- ・風力発電施設については、森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部及び海岸部において周辺に広く自然環境が存在する区域に立地する施設について適用除外とすることが妥当（第5回工場立地法検討小委員会）。

2. 生産施設に関する規制

(1) 主な指摘

- ①生産施設面積率を廃止するか、維持するにしても業種区分や面積率について再度の見直し、検討が必要ではないか。
- ②現行制度では、法の適用を受けない小規模な工場の方が生産施設面積が大きいという不合理な事態があり、これを回避する制度が望まれる。
- ③建築基準法の緩和が生活環境の悪化をもたらしており、生産施設面積規制により、上乘せ規制を行う妥当性はあるのではないか。
- ④生産施設面積に係る基準を維持するとしても、住居との遮断性が確保される等の地域性や敷地周辺の緑化の状況によって対応できる柔軟な制度を検討すべきではないか。

(2) 関連規定

- ①生産施設は、製造工程等を形成する機械・装置が設置される建築物、及

び同機械・装置で建築物の外に設置されるもの。(施行規則)

- ②業種毎に工業の外部に対する環境負荷の程度が異なることを踏まえ、生産施設の面積の敷地面積に対する割合の上限(生産施設面積率)について、業種別の全国一律基準を設定。(工場立地準則)

<生産施設面積率>

- ・ 第1種(該当業種なし):10%
- ・ 第2種(アンモニア、尿素、コークス製造業等):15%
- ・ 第3種(石油精製、セメント、パルプ製造業、電気供給業等):20%
- ・ 第4種(パルプ、紙、高炉製鉄、製材、石油・石炭製造業等):30%
- ・ 第5種(その他の製造業、ガス・熱供給業):40%

3. 緑地及び環境施設に関する規制

(1) 主な指摘

a) 工場緑地について

- ①工場の敷地内だけでなく、敷地の周辺に質の高い緑を増やすことが周辺的生活環境の向上にとって有効ではないか。地域環境の向上の観点から、工場近隣の緑地も面積率へのカウントを認めて良いのではないか。
- ②緑地の面積や本数だけでなく、樹木等の種名も届出させ、地域在来種による緑化への協力を求める必要がないか。
- ③生物多様性の保全のため、緑地面積の基準は維持する必要がないか。
- ④現在の緑地の定義では、単位面積当たりの樹木の本数等によって判断されるため水辺ビオトープが導入しにくい。緑地の定義拡大ができないか。
- ⑤セダム屋上緑化は、緑地として認めるべきではないのではないか。

b) 環境施設について

- ①建築物屋上等緑化施設は緑地と生産施設との重複カウントが認められているが、生産施設の屋上のテニスコート等、環境施設について重複カウントを認める扱いができないか。
- ②地域環境の向上の観点から、敷地内に限定せず、工場の近隣に設置する市民開放施設(飛び環境施設)も面積にカウントして良いのではないか。
- ③太陽光発電施設について、環境施設として認めることができないか。

(2) 関連規定

①緑地及び環境施設的面積率

- ・ 国の基準:緑地 20%、環境施設 25%(工場立地準則)
- ・ 都道府県及び政令指定都市は、国の基準に代えて、次の範囲内で条例

により地域準則を定めることが可能。(区域区分基準)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限	100分の20超 100分の30以下	100分の15以上 100分の25以下	100分の10以上 100分の20未満
環境施設的面積の敷地面積に対する割合の下限	100分の25超 100分の35以下	100分の20以上 100分の30以下	100分の15以上 100分の25未満

(注) 第1種区域：住居・商業等の用に供されている区域

第2種区域：住居・工業の用に供されている区域

第3種区域：主として工業等の用に供されている区域

②工業団地及び工業集合地に関する特例（法・工場立地準則）

上記の緑地、環境施設的面積率は、それぞれの面積の敷地面積に対する割合であり、緑地・環境施設は工場の敷地内に整備することが原則。

この原則の特例措置として、工業団地及び工業集合地については、敷地外の緑地、環境施設的面積率へのカウントが可能。これは、工業団地については、工業団地造成の段階で周辺緑地等を一体的に整備することが、周辺の生活環境の保持の観点からみて、個々の工場敷地内にとるより効果的、効率的であることを踏まえたもの。また、工業集合地については、これを一つの工場とみなせば、個々の工場の敷地内に拘って緑地等を整備するよりも、敷地外であっても集合地に隣接する形で整備された方が効果的な場合があることを踏まえたもの。

<工業団地>

2以上の工場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に所得され、又は造成される一団の土地。

<工業集合地>

隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる2以上の工場が集中して立地する一団の土地（工業団地を含む）。

③緑地の定義（施行規則）

緑地は、次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（建築物等施

設)に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるもの＝建築物屋上等緑化施設)。

- a) 樹木が育成する 10 m²を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
 - 1) 10 m²当たり高木(成木に達したときの樹高が4m以上の樹木をいう。)が1本以上あること。
 - 2) 20 m²当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。)が20本以上あること。
- b) 低木又は芝その他の地被植物(雑草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている10 m²を超える土地又は建築物屋上等緑化施設

④個別の緑地の扱い(運用例規集)

- ・緑地として認められるもの
 - 苗木床、花壇、いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの
- ・緑地として認められないもの
 - 野菜畑、温室、ビニールハウス

⑤緑地以外の環境施設の定義(施行規則)

緑地以外の環境施設は、次に掲げる施設の用に供する区画された土地(緑地と重複する部分を除く。)で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているもの。

- 1 噴水、水流、池その他の修景施設
- 2 屋外運動場
- 3 広場
- 4 屋内運動場
- 5 教養文化施設
- 6 雨水浸透施設
- 7 前各号に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

⑥緑地以外の環境施設の判断基準(運用例規集)

緑地以外の環境施設の判断基準は次の4つのうち、1つを満たすものとする。

- ・ オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ・ 一般の利用に供するよう管理がされること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ・ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ・ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。

したがって、例えば、水流であっても単なる排水溝は①の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄するものは、環境施設とする。

右の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に関係するものを除く。）であれば、当該施設を規則第4条第7号に規定する施設とする。（例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内の専ら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられる。）

【参考】工場立地法検討小委員会報告書（平成16年1月）：抜粋

「生産工程で利用される電気を発電する新エネルギー施設や公害防止施設も環境施設として認めるべきとの要望もある。これらの施設は、生産工程の一部であったり、工場の操業時に発生する工場自身が作り出す公害物質の抑制であったりすることから、こうした生産活動に直接的に関与する施設を環境施設として認めることは妥当でない。」

⑦重複の扱い

- ・ 屋上庭園、パイプ下の芝生、藤棚の下が広場になっている場合等、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合、当該重複部分は緑地とする。（運用例規集）
→これらの重複緑地については、緑地面積率のうちの1/4に限って面積率に算入。（工場立地準則）

【参考】工場立地法検討小委員会報告書（平成16年1月）：抜粋要約

「屋上緑化等の重複緑地は、従来の緑地等の効果と同等とは言えないが、①一定程度の効果があること、②既に整備された緑地をできるだけ減少させないことの2点について合意に至った。

- ・ 屋内運動施設、教養文化施設が生産施設等環境施設以外の施設と重複する場合、当該施設は環境施設としない。（運用例規集）

4. 既存工場の扱い

(1) 主な指摘

既存工場について、スクラップの範囲内という条件にとらわれることなく、質の高い緑地の整備等を条件に、現状の敷地で立替等を認める規制を創設できないか。

(2) 関連規定（工場立地準則）

昭和 49 年 6 月 28 日に設置されていた工場又は設置のための工事が行われていた工場（既存工場）については、生産施設の立替え等のレイアウトを変更する際に、生産施設のビルド面積に応じた段階的な緑地整備等を義務付け。

しかしながら、こうした緑地等の段階的な整備も困難な場合が多いことを踏まえ、次の①、②のいずれの要件も満たし、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限り、計算上の面積率を満たさなくとも立替え可能としている。

①対象工場要件

以下の a) かつ b) に該当する場合

- a) 老朽化等により生産施設の立替えが必要になっている工場で、立替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。
- b) 立替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地等の面積が一定量改善されること。

②生活環境保全要件

以下の a) から c) のいずれか一つに該当する場合

- a) 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- b) 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- c) 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

5. 工場の新設・変更に係る実施時期の制限

(1) 主な指摘

工場の新設、変更に係る届出について、実施制限期間の短縮ができないか。特に軽微な変更については、届出の廃止や事後届出への移行を含め検討できないか。

(2) 関連規定（法）

- ①工場の新設、変更にあたっては、予め都道府県知事・政令指定都市の長（地方自治法の規定に基づく事務委任がなされている場合はその市町村の長）に届出ることが必要。届出をした者は、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、工場の新設、変更ができない。
- ②但し、都道府県知事等は、届出内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することが可能。
- ③届出について、都道府県知事は、勧告を行う場合には届出の日から60日以内に、命令を行う場合には同90日以内に行わなければならない。